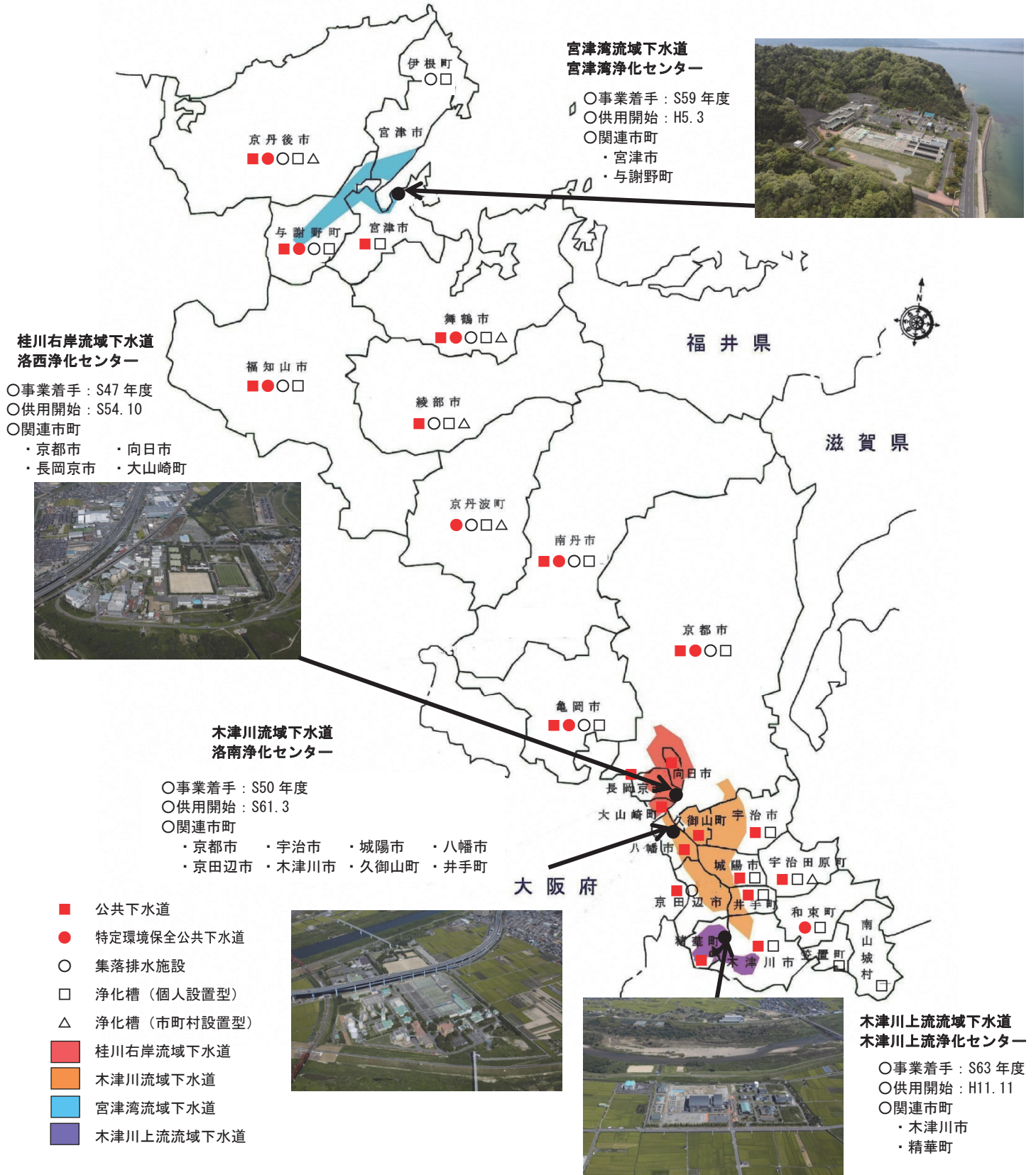


7 下水道（污水）

基本方針

生活環境を改善し、公共用水域の水質を保全するためには、日常生活や事業活動に伴って排出される汚水を適正に処理することが重要です。下水道、農業集落排水、浄化槽等の污水处理施設の整備を推進するとともに、処理を高度化し、施設を適切に維持管理することが必要であり、京都府では、広域的な下水道（流域下水道）の整備や管理、公共下水道、農業集落排水、浄化槽を整備する市町村への支援を行っています。

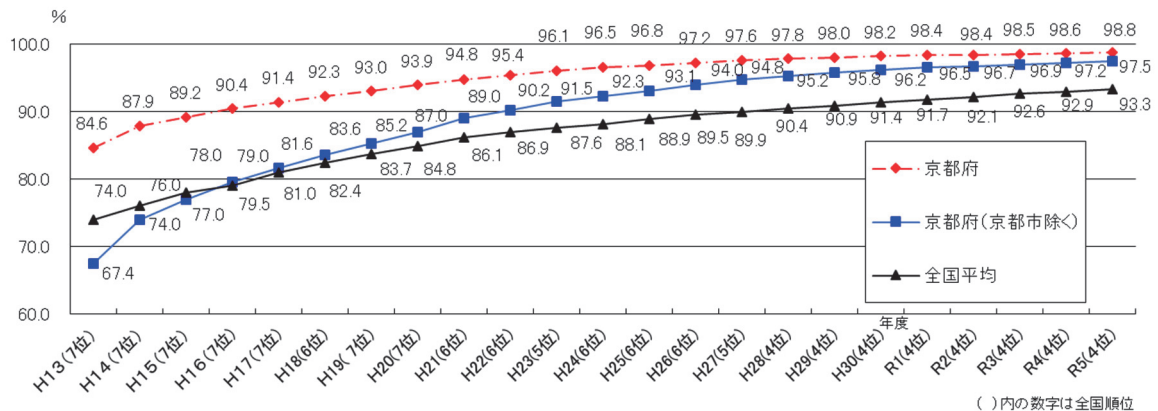


現状と課題

1 汚水処理人口普及率の推移

府全体の汚水処理人口普及率は、令和5年度末時点で全国4位の98.8%と高い状況にあります。近年横ばいで推移しています。

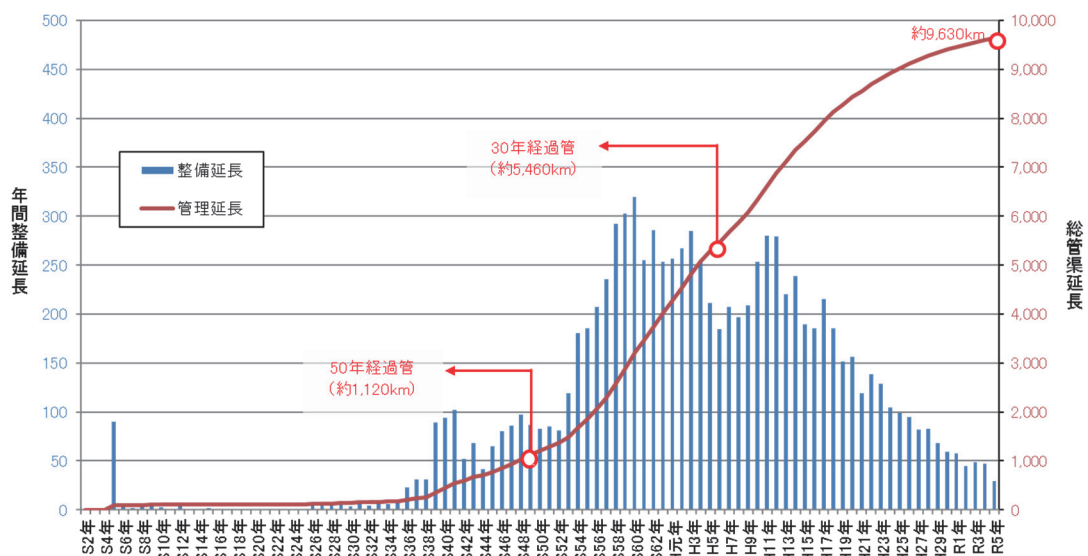
京都府南部地域においては、下流に大阪、兵庫を抱えており、1,100万人の水道水源を守るという役割があること、北部地域においては、丹後天橋立大江山国定公園に指定されている宮津湾沿岸部の自然環境保護が必要であること等から、水質保全の取組を継続する必要があります。また、南部では新名神高速道路の整備に伴うまちづくりが進んでおり、これに合わせた下水道施設の整備も求められています。



2 汚水処理施設の老朽化

京都府内における下水処理場の約4割は、供用開始から25年以上が経過しており、機械・電気設備の大量更新期を迎えています。また、下水道管渠の総延長は約9,630kmとなっていますが、管渠の耐用年数である50年を経過した施設が約1割を占めており、20年後には約5割を超え老朽化が急速に進行する見込みとなっています。老朽化対策のための管渠の修繕、改築等にかかる維持管理費用が増大するとともに、劣化に起因する事故や機能低下・停止による公共用水域の水質汚濁等のリスクが増大することが懸念されています。

下水道管渠延長(km)



3 汚水処理事業のサービス継続

汚水処理施設の経営環境は、人口減少に伴う使用料収入の減少や、職員数の減少、施設老朽化に伴う大量更新期の到来により、厳しさを増しています。このため、広域化・共同化の取組により、一層の効率化を進めていく必要があります。

令和7年度主要事業の概要

1 流域下水道（污水）の整備

流入水量が年々増加している洛南浄化センターの水処理能力を向上させるための事業を推進するとともに、老朽化が進行する流域下水道施設の改築更新工事を進めています。

また、令和6年の能登半島地震では、上下水道施設に甚大な被害が発生したことから、上下水道一体で耐震化を推進する必要があるとの方針が国から示され、京都府上下水道耐震化計画（令和7年1月策定）に基づき、計画的・重点的に耐震化を進めます。

(1) 桂川右岸流域 洛西浄化センター

- 老朽化が著しい送風機設備の更新工事や、地震時にも下水道の機能を維持するための水処理電気棟の耐震補強を行い、処理施設の機能維持に努めます。



送風機設備（更新）



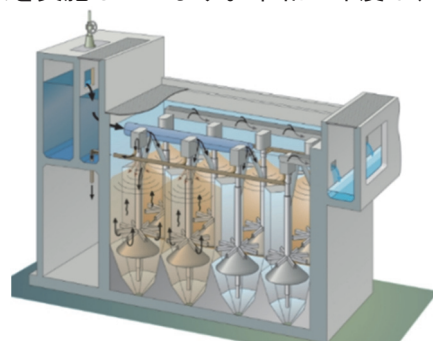
水処理電気棟（耐震補強）

(2) 木津川流域 洛南浄化センター

- 新名神高速道路の整備や関西文化学術研究都市関連の開発による汚水量の増加に対応するため、洛南浄化センターの処理能力を向上させる事業を実施しています。令和7年度は、水処理施設の増設に関連する施設の整備を進めます。



非常用発電設備（増設）



急速ろ過施設の完成イメージ（能力増強）

(3) 宮津湾流域 宮津湾浄化センター

- 地震時にも下水処理場までに流下機能を維持するための中継ポンプ場の耐震化及び安定した汚水流下のため幹線管渠の複数化（二条化）を行い、流下能力の維持に努めます。



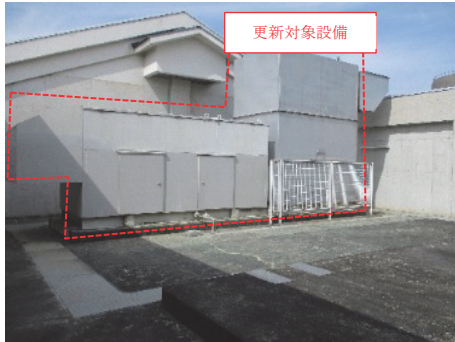
中継ポンプ場（耐震補強）



二条管増設箇所

(4) 木津川上流流域 木津川上流浄化センター

- 老朽化した非常用発電設備の更新工事や、地震時にも揚水機能を維持するための第1ポンプ棟の耐震化を進め、処理施設の機能の維持に努めます。



非常用発電設備(更新)



第1ポンプ棟(耐震補強)

(5) 4流域(桂川右岸・木津川・宮津湾・木津川上流) 管路施設

- 下水道法に基づき、5～7年に全線を1巡するペースで管路内の調査を実施しています。また、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受け、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい箇所について、全国特別重点調査を実施します。これら調査結果に基づく必要な対策や耐震化を進め、流下能力の維持に努めます。



管路内調査

2 広域化・共同化計画の取組

- 令和5年3月に策定・公表した「京都府水環境構想2022」の一部に広域化・共同化計画を位置づけました。京都府と全市町村が連携して、汚水処理の広域化・共同化など、府全体の持続的な汚水処理事業の運営体制の確立に向けた取組を進めます。具体的な進捗として、「流域下水道への公共下水道編入」では、令和6年度に外部有識者からの有効性の評価や関連市町との合意が得られており、令和7年度は関係法令に基づく手続きを進める予定です。

広域化・共同化による統合処理施設一覧

分類	整理番号	連携内容	関連市町村等	短期(R9)	中期(R14)	長期(R24)	備考
行政界を超えた取組	1	流域下水道へのし尿受入	京都府、宮津市	○			
	2	流域下水道への公共下水道編入	京都府、宇治田原町			○	
	3	污泥処理の共同化	京都府、下水処理場を有する市町				検討開始
市町内の取組	4	農業集落排水施設の下水道への接続	京都市	●			完了
	5	農業集落排水施設の下水道への接続	京丹後市	●			完了
	6	農業集落排水施設の下水道への接続	福知山市	●			完了
	7	農業集落排水施設の下水道への接続	南丹市	●			完了
	8	農業集落排水施設の下水道への接続	南丹市			○	
	9	特環施設の下水道への接続	南丹市			○	
	10	農業集落排水施設の下水道への接続	亀岡市	○			
	11	農業集落排水施設の下水道への接続	亀岡市			○	
	12	農業集落排水施設の下水道への接続	舞鶴市	○			
	13	特環施設の下水道への接続	亀岡市		○		
	14	污泥処理の共同化・資源化	福知山市	○			
統合処理施設数(箇所)				8	1	4	